

議案第81号

総社市公会堂条例の一部改正について

総社市公会堂条例（平成17年総社市条例第150号）の一部を次のとおり改正する。

令和7年11月28日提出

総社市長 片岡聰一

提案理由

市が管理している公会堂のうち、八神公会堂を廃止したことから、関係条文の整備を行おうとするものである。



総社市条例第　号

総社市公会堂条例の一部を改正する条例

総社市公会堂条例（平成17年総社市条例第150号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前																							
(名称、位置及び施設の利用者) 第2条 公会堂の名称、位置及び施設の利用者は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>施設の利用者</th></tr></thead><tbody><tr><td>法蓮・桂山公会堂</td><td>総社市下林 1240 番地</td><td>総社市下林法蓮及び桂山地域の住民</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></tbody></table>			名 称	位 置	施設の利用者	法蓮・桂山公会堂	総社市下林 1240 番地	総社市下林法蓮及び桂山地域の住民	略			(名称、位置及び施設の利用者) 第2条 公会堂の名称、位置及び施設の利用者は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>施設の利用者</th></tr></thead><tbody><tr><td>八神公会堂</td><td>総社市真壁 411 番地 1</td><td>総社市真壁八神地域の住民</td></tr><tr><td>法蓮・桂山公会堂</td><td>総社市下林 1240 番地</td><td>総社市下林法蓮及び桂山地域の住民</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></tbody></table>			名 称	位 置	施設の利用者	八神公会堂	総社市真壁 411 番地 1	総社市真壁八神地域の住民	法蓮・桂山公会堂	総社市下林 1240 番地	総社市下林法蓮及び桂山地域の住民	略		
名 称	位 置	施設の利用者																								
法蓮・桂山公会堂	総社市下林 1240 番地	総社市下林法蓮及び桂山地域の住民																								
略																										
名 称	位 置	施設の利用者																								
八神公会堂	総社市真壁 411 番地 1	総社市真壁八神地域の住民																								
法蓮・桂山公会堂	総社市下林 1240 番地	総社市下林法蓮及び桂山地域の住民																								
略																										

附 則

この条例は、公布の日から施行する。